

## 特定非営利活動法人日本肺癌学会

### 定 款 細 則

#### (総 則)

- 第1条 特定非営利活動法人日本肺癌学会（以下「本会」という）の定款の施行について必要な事項はこの細則（以下、本細則という）に定める。
- 2 運営上重要な個別の事項については、別に規定を設ける。

#### (会 員)

- 第2条 正会員、準会員、購読会員および賛助会員の入退会および会費については別に規則を設ける。
- 2 特別会員
- (1) 評議員 10 年以上の経験者、およびそれらに準ずると認められる功績を有し、年齢が満 65 歳以上であること。
  - (2) 定款の第 2 章第 6 条に該当する者。
  - (3) 特別会員の候補者は原則的に理事長並びに支部長によって推薦されるものとする。
  - (4) 総務委員会は推薦された特別会員候補者についてその適否を議決し、理事会に諮る。
  - (5) 特別会員の資格は本会の申し出を本人が受諾したことにより成立するものとし、それ以上の手続きは要しない。
- 3 名誉会員
- (1) 理事長、学術集会会長の経験者並びに 2 期以上の支部長経験者、およびそれらに準ずると認められる功績を有し、年齢が満 65 歳以上であること。
  - (2) 定款の第 2 章第 6 条に該当する者。
  - (3) 名誉会員の候補者は原則的に理事長並びに支部長によって推薦されるものとする。
  - (4) 総務委員会は推薦された名誉会員候補者についてその適否を議決し、理事会に諮る。
  - (5) 名誉会員の資格は本会の申し出を本人が受諾したことにより成立するものとし、それ以上の手続きは要しない。
- 4 名誉会長
- (1) 理事長、学術集会会長の経験者であり、年齢が満 70 歳以上であること。
  - (2) 名誉会長の候補者は原則的に理事長によって推薦されるものとする。
  - (3) 総務委員会は推薦された名誉会長候補者についてその適否を議決し、理事会に諮る。
  - (4) 名誉会長の資格は本会の申し出を本人が受諾したことにより成立するものとし、それ以上の手続きは要しない。

#### (会長及び次期会長、次々期会長)

- 第3条 会長の任期は、開催予定年度の前年度の学術集会終了の日の翌日から当該年度の学術集会終了の日までとする。次期会長および次々期会長の任期は、それぞれ学術集会終了の日の翌日を起算日として会期任期の前年、前々年とする。
- 2 会長はその主催する学術集会開催翌年の4月1日に満65才以下であることとする。
- 3 会長、次期会長、次々期会長の職務はつぎの各項に掲げるものとする。
- (1) 会長は学術集会の業務を総理し、学術集会を代表する。
  - (2) 次期会長は会長を補佐し、会長に事故ある時、又は不測の事故により欠けた時は、その職務を代行する。
  - (3) 次々期会長は、会長並びに次期会長に事故ある時、又は不測の事故により欠けた時は、その職務を代行する。
  - (4) 会長及び次期会長、次々期会長は理事を兼任することができる。

(役員)

第4条 役員の任期は、つぎの各項の規定による。

- 2 定款第3章第16条により、役員の任期は1期2年とし再任を妨げないが、連続して3期を超えることはできない。ただし、1期以上その職を離れた後、再任することができる。
- 3 理事長に選任された者に限り、前項の規定は適用せず、連続して最長6期12年まで続けて役員に就任することができる。ただし理事長は連続して3期を超えて再任することはできない。
- 4 役員の任期は、学術集会終了の日の翌日から次々期の学術集会終了の日までとする。
- 5 役員の定年は65歳とし、任期中に満65歳に達した場合は、その後迎える学術集会終了の日をもって退任する。後任には、次点者が就任する。
- 6 役員が任期中の職務を継続遂行できない場合は、当該役員は速やかに辞任理由を付した「役員辞任届」を理事長に書面で提出し理事会の承認を受ける。
- 7 「役員辞任届」を受理する場合は、次点者を繰上げて補充することができる。

(評議員)

第5条 評議員の任期は、つぎの各項の規定による。

- 2 評議員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 3 学術集会終了の日の翌日から次々期学術集会終了の日までとする。
- 4 評議員の定年は65歳とし、任期中に定年を迎えた場合は、その後迎える学術集会終了の日をもって退任する。
- 5 増員により就任した評議員の任期は、現任者の任期の残存期間とする。
- 6 評議員会の運営については別に評議員会運営規定を定める。

(表彰)

第6条 定款第10章第50条により、理事会の議を経て、表彰状または感謝状を贈呈し、記念品を添えることができる。

(慶弔)

第7条 定款第11章第50条により、つぎの各項の慶弔を行うことができる。

- 2 社員が死亡した場合には、弔慰を行うことができる。
- 3 理事長が必要と認めた場合。

(細則の修正および改定)

第8条 本細則は、理事会の議決を経て変更することができる。

附則

1. この細則は、この法人の設立の日から施行する。
2. この細則は、平成21年11月12日から改正する。
3. この細則は、平成23年11月3日から改正する。
4. この細則は、平成24年2月9日から改正する。
5. この細則は、平成24年11月9日から改正する。
6. この細則は、平成25年11月20日から改正する。
7. この細則は、平成26年11月14日から改正する。
8. この細則は、平成28年7月8日から改正する。
9. この細則は、平成30年7月13日から改正する。

## 特定非営利活動法人日本肺癌学会

### 会 費 細 則

#### (総 則)

第1条 特定非営利活動法人日本肺癌学会（以下、本会という）は、定款第2章第8条に基づき、年会費に関する規則（以下、本細則という）を定める。

#### (会 費)

第2条 会員の年会費は、正会員 13,000 円、準会員 3,000 円、購読会員 10,000 円、賛助会員 1 口 100,000 円とする。

- 2 会費の額の変更は理事会において審議され、評議員会に提出される。
- 3 評議員会の承認を得た会費額は総会に提出され、議決を受けた後施行される。

#### (会費の請求)

第3条 事務局は当該年度中に正会員、準会員、購読会員および賛助会員に対して会費の請求書および郵便局の払込票を送付する。

#### (会費の納付)

第4条 会費を納付すべき会員は、クレジットカードまたは事務局より送付された郵便局の払込票等をもって納付するものとする。

- 2 前項の場合、特段の申し出がない限り当該金融機関あるいは郵便局の払込票等をもって領収書に代えるものとする。
- 3 会費の納付は本会の学術集会においても受け付ける。

#### (会費の滞納)

第5条 定款第2章第9条第3項により、2年以上にわたって会費を滞納したものは会員としての資格を喪失する。

- 2 事務局は2年以上の会費滞納の該当者に通知する。

#### (細則の修正および改定)

第6条 本細則は、理事会の議決を経て変更することができる。

#### 附則

1. この細則は、この法人の設立の日から施行する。
2. この細則は、平成21年11月12日から改正する。
3. この細則は、平成23年11月3日から改正する。
4. この細則は、平成24年2月9日から改正する。
5. この細則は、平成24年11月9日から改正する
6. この細則は、平成26年9月1日から改正する。

特定非営利活動法人日本肺癌学会  
評議員会運営規則

(総 則)

第1条 特定非営利活動法人日本肺癌学会（以下、本会という）は、定款第4章第20条に基づき、評議員会の運営に関する規則（以下、本細則という）を定める。

(構 成)

第2条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 名誉会長、名誉会員及び特別会員は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

(権 能)

第3条 評議員会は、定款及び本細則に定める事項のほか、本会の運営に関する重要な事項を審議する。

(開 催)

第4条 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 定期評議員会は、毎年1回、定期総会の前に、その開催地において開催する。
- (2) 理事長または理事会が必要と認めた場合。

(招 集)

第5条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定により必要と認めた場合には、14日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。
- 3 評議員会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 4 評議員会を招集する時は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発することができる。
- 5 理事長に事故ある時、又は不測の事故により欠けた時は、副理事長が評議員会を招集する。

(議 長)

第6条 評議員会の議長は、理事長が定める。

(定足数)

第7条 評議員会は、評議員総数の過半数が出席しなければ開会することができない。

(議 決)

第8条 評議員会における議決は、第5条第2項並びに第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(表決権等)

第9条 各評議員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した評議員は、前2条及び次条第1項の適用については、評議員会に出席したものとみなす。
- 4 評議員会の議決について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の審議に加わることができない。

(議事録)

第10条 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 評議員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び審議の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び評議員会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(細則の修正および改定)

第11条 本細則は、理事会の議決を経て変更することができる。

附則

1. この細則は、この法人の設立の日から施行する。
2. この細則は、平成21年11月12日から改正する。
3. この細則は、平成23年11月3日から改正する。
4. この細則は、平成24年2月9日から改正する。
5. この細則は、平成24年11月9日から改正する

# 特定非営利活動法人日本肺癌学会

## 選 挙 細 則

### 第 1 章 総則

#### (目 的)

第1条 特定非営利活動法人日本肺癌学会（以下、本会という）は、本会の会務の遂行と事業の円滑な運営を図ることを目的として、理事、理事長、支部長、監事及び評議員の選挙、学術集会会長の選挙制度に関する規則（以下、本細則という）を定める。

#### (定款及び定款細則との関係)

第2条 理事、理事長、支部長、監事及び評議員の選挙並びに学術集会会長の選挙については、本会定款及び定款細則に定められたことの他は、本細則によって行う。

### 第 2 章 選挙管理委員会

#### (選挙管理委員会)

第3条 本細則の目的達成と、選挙業務の円滑な運営を図るために、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会の委員は、各支部より1名以上選出され、委員長及び委員により構成し、選挙管理に関わる業務を遂行するとともに実務に携わる者を管掌する。
- 3 評議員立候補届けを出した正会員について、被選挙権資格の有無を検討する。更に選挙権有権者並びに被選挙権者の名簿を作成し、選挙実施年の定められた期日までに本学会ホームページにその名簿を掲載する。
- 4 有効投票数の同票者がでた場合、また同票の次点者があった場合は、選挙管理委員会の抽選によって順位を決定する。ただし、理事選挙、理事長選挙はこの限りではない。
- 5 理事、理事長、支部長、監事及び評議員の当選が決定した時は、理事長に報告するとともに速やかに当選結果を候補者に通知する。
- 6 本細則に定めのない事項が生じた場合は、理事長に答申し合議する。

### 第 3 章 理事、理事長、支部長、監事及び評議員の選挙

#### (有権者の資格)

第4条 各選挙における選挙権及び被選挙権有権者については以下に定める。

- 2 選挙権有権者は、選挙実施前年度の9月30日（前会計年度最終日）において前年度までの年会費を納入した正会員とする。
- 3 被選挙権有権者は年会費を完納し、前条に定める期日において、通算満10年以上正会員であって、別に定める被選挙権資格を有し、立候補届けを出した者とする。  
なお、被選挙権資格の内、業績は10年毎に更新されるものとする。
- 4 本会のかかえる社会的責務上、被選挙権有権者には非喫煙としての申告義務が課せられる。
- 5 選挙実施年度の翌年の4月1日までに満65歳になっている者は立候補することができない。
- 6 有権者の所属する支部は、名簿作成時の主たる勤務地によって定める。ただし、現に勤務していない者は居住地による。

(評議員の選出)

第5条 評議員の選挙は、つぎの各項の規程によって行う。

- 2 評議員の定数は、正会員の10%以内とし、各支部における評議員の定数は、選出のつど理事会が決定する。
- 3 選挙は定数内選出とし、得票数のもっとも多い者から、順次、本条第2項に規定した数までを当選者とし、評議員候補者とする。
- 4 任期途中に定年を迎えるなど評議員に欠員を生じた場合、その補充を行わない。
- 5 評議員が所属する支部を変更した場合は、その任期中は新しい支部の評議員とする。このことによって生じたもとの支部の評議員数の減少は、その補充を行わない。

(理事の選出)

第6条 理事の選挙は、次の各項の規定によって行う。

- 2 理事の定数は20名以上40名以下とし、各支部における理事の定数は、理事会が決定する。
- 3 評議員候補者の選挙によって、評議員候補者のなかから選出する。
- 4 選挙は評議員候補者の選出後、2ヶ月以内に行う。
- 5 選挙は定数内選出とし、得票数のもっとも多い者から順次、本条第2項に規定した数までを当選者とし、理事候補者とする。同数の場合は決選投票を行う。ただしこれによっても当選者が決定できない場合は、抽選で理事候補者を決定する。
- 6 同一施設からの2名以上の選出は認められるが、施設内部署が異なる事を原則とする。
- 7 理事が所属する支部を変更した場合は、その任期中は新旧支部の理事を兼務し、旧支部理事の補充は行わない。
- 8 理事の定年や病気等で理事会に欠員を生じた場合は、その理事が選出された支部の次点者を補充する。ただし次点者が複数の場合は、抽選で理事を決定する。

(理事長の選出)

第7条 理事長の選挙は、次の各項の規定によって行う。

- 2 理事候補者の選出後、理事候補者の中から1ヶ月以内に立候補を受け付ける。
- 3 連続して3期目の理事に限り、定款細則第4条2項の規定は適用せず、理事長に立候補できるものとする。
- 4 理事候補者の選挙によって、前2項で立候補した者の中から選出する。
- 5 選挙は公示後、1ヶ月以内に行う。
- 6 選挙は1名選出とし、有効投票数の過半数を得た者を当選者とし、理事長候補者とする。初回投票で過半数に満たない場合は、得票数上位2名を対象に再投票を行い、得票数の多い者とするが、同数の場合は抽選により選出する。
- 7 立候補者が1名の場合は、信任投票を行う。有効投票数の過半数の賛成があった場合信任されたものとする。ただし、過半数の信任を得られなかった場合は再度候補者を募り、再選挙を行う。

(支部長の選出)

第8条 支部長の選挙は、次の各項の規定によって行う。

- 2 評議員候補者の選挙によって、理事候補者のなかから選出する。
- 3 選挙は理事候補者の選出後、2ヶ月以内に行う。
- 4 選挙は1名選出とし、得票数のもっとも多い者を当選者とし、支部長候補者とする。

(監事の選出)

第9条 監事の選挙は、つぎの各項の規定によって行う。

- 2 監事の定数は1名以上3名以下とする。
- 3 評議員候補者の選挙によって、理事候補者を除く評議員候補者のなかから選出する。
- 4 選挙は理事候補者の選出後、2ヶ月以内に行う。
- 5 選挙は定数選出とし、得票数のもっとも多い者から、順次、本条第2項に規定した数までを当選者とし、監事候補者とする。
- 6 監事に欠員を生じた場合は、次点者を繰上げて補充することができる。

(投票の無効)

第10条 つぎの各項に掲げる投票は無効とする。

- (1) 所定の方式に従わないもの。
- (2) 投票規定数以上に投票したもの。
- (3) 締切日までに投票しなかったもの。

(選任の公告)

第11条 総会または理事会において承認された候補者名は、新理事、新理事長、新支部長、新監事及び新評議員として、本人に任期を明かにして通知するとともに、学会ホームページ等に公告する。

#### 第4章 学術集会会長の選挙

(選任)

第12条 学術集会会長は、つぎの規定によって選任する。

- 2 会長は評議員のなかから選出する。選出方法は以下の規定に則る。
  - (1) 会長立候補者は各支部長を通じて推薦を受け、会長に就任する3年前の12月末日までに常任理事会に所定の立候補届を提出する。
  - (2) 常任理事会は各候補者資格について検討し、適切な者2名以下を会長候補者として理事会に推挙する。
  - (3) 理事会は常任理事会が推挙した会長候補者から、投票を含む選出により会長を決定し、理事会及び評議員会、総会の承認をうける。
  - (4) 選挙は単記無記名投票による。当選は白票を無効とし有効投票のうち得票数の多い順位によって決定する。
  - (5) 不在者投票を認める。ただし、不在者投票は第1回投票に関してのみ有効とする。
  - (6) 得票数が等しい場合は出席理事による再投票を行い、得票数の多い者とする。ただし、再投票においても得票数が等しい場合は、抽選により選任する。
  - (7) 立候補者が1名の場合、信任投票（信任○/不信任×の○×方式）を行い、白票は無効とし有効投票の過半数の信任をもって当選とする。なお、不信任となった場合は再公募を行う。
  - (8) 不在者投票は、不在者投票用紙を用い理事会7日前までに封筒に差出人を明記して事務局まで郵送する。



- 3 選出された会長候補者は、次々期年度の会長を務める。
- 4 次期会長を次年度の会長とすることができないときは、次々期会長を次年度の会長として、理事会及び評議員会、総会の承認を経て選任することができる。

## 第 5 章 本細則の修正

(細則の修正および改定)

第13条 本細則は、理事会の議決を経て変更することができる。

### 附則

1. この細則は、この法人の設立の日から施行する。
2. この細則は、平成21年11月12日から改正する。
3. この細則は、平成23年11月3日から改正する。
4. この細則は、平成24年2月9日から改正する。
5. この細則は、平成24年11月9日から改正する。
6. この細則は、平成25年11月20日から改正する。
7. この細則は、平成26年11月14日から改正する。
8. この細則は、平成29年3月31日から改正する。
9. この細則は、平成30年7月13日から改正する。

特定非営利活動法人日本肺癌学会  
委員会細則

(目的)

第1条 特定非営利活動法人日本肺癌学会（以下、本会という）は、定款第5章第22条に基づき、会務を円滑に実施するため、重要事項を審議することを目的として、委員会の運営に関する規則（以下、本細則という）を定める。

(委員会の設置)

第2条 本会は、別表に掲げる常設委員会を設置する。

- 2 前項常設委員会のほかに必要と認めるときは、理事会の議を経て常設委員会を設けることができる。
- 3 理事長の諮問によるほか常任理事の提案により必要と認めるときは、理事会の議を経て臨時委員会を設けることができる。

(構成)

第3条 委員会は、委員長および委員若干名をもって構成する。

- 2 総務委員会は、理事長、副理事長、支部長、常任理事並びに会長、次期会長、次々期会長で構成する。
- 3 委員会が必要と認めるときは、当該委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(委嘱)

第4条 各委員会の委員長は、別に規定した場合を除き、理事の中から選任し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

- 2 各委員会の委員は、別に規定した場合を除き、原則として評議員の中から選任し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

(任期)

第5条 委員会の委員長及び委員の任期は2年とし、再任ならびに複数の委員会の委員の重任を妨げない。但し、連続2期(4年)とし、2年ごとに半数交代を原則とする。

- 2 前項の上限が、当該委員会の職務の特質に照らして不都合であると認められる場合は、委員長の発議に基づく理事会の議を経て任期を変更することができる。
- 3 必要と認められる場合、各種委員会委員長は特定の委員の任期を延長することができる。

【ガイドライン検討委員会任期についての申し合わせ】

第5条2項に基づき、ガイドライン検討委員会委員の任期は任命後、担当したガイドライン改訂版が完成するまでとする。

(報告)

第6条 委員長は、審議内容及び活動状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 委員会の議事録は、事務局で保管する。

(小委員会)

第7条 委員会は、小委員会を置くことができる。

- 2 理事長又は委員長が必要と認めたときは、理事会の議を経て、小委員会を設けることができる。
- 3 小委員会の委員長は、当該小委員会が所属する委員会の委員をもって充てる。
- 4 小委員会の委員長及び委員は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 5 小委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(アドホック委員会の設置)

第8条 理事会は、必要があると認めた場合、アドホック委員会を設置することができる。

- 2 アドホック委員会は、所掌業務が終了したときをもって解散するものとする。

(協力委員)

第9条 委員会は、その任務を分担するために、協力委員を置くことができる。

- 2 委員長は、協力委員の必要性を認めたときには、理事長に届け出をする。
- 3 協力委員は、所掌業務が終了したときをもって解任するものとする。

(細則の修正および改定)

第10条 本細則は、理事会の議決を経て変更することができる。

附則

1. この細則は、この法人の設立の日から施行する。
2. この細則は、平成21年11月12日から改正する。
3. この細則は、平成23年11月3日から改正する。
4. この細則は、平成24年2月9日から改正する。
5. この細則は、平成24年11月9日から改正する。
6. この細則は、平成26年2月20日から改正する。

別表

総務委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①本会の運営発展に関する総括的な意見を交換する。</li> <li>②篠井・河合賞候補者、若手奨励賞等の選考を行う。</li> <li>③名誉会長・名誉会員・特別会員の推戴者の選出を行う。</li> <li>④地方会の充実を図る。</li> </ul>
財務委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①本会収支決算及び予算編成を行う。</li> <li>②本会を円滑に運営すべく、安定的な収益の確保。</li> <li>③外部資金の獲得に努力する。</li> </ul>
編集委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学会誌「肺癌」の編集に関する諸業務と刊行を通して情報の普及に努める。</li> <li>②優秀論文賞の選考を行う。</li> </ul>
倫理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①医の倫理に関する必要な事項又は条件を調査、審議、管理する。</li> </ul>
利益相反管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学会活動における利益相反問題における関連事項の在り方に関し、検討をする。</li> <li>②役員、委員会委員の利益相反事項に関する適切な審査を行う。</li> </ul>
選挙管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①評議員、理事、理事長、支部長、監事選挙の管理に関する業務を行う。</li> </ul>
会員委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①会員個人情報適切に管理する</li> <li>②会員のニーズの把握とニーズの実現に努める</li> <li>③非医師、女性、基礎医学者等の少数派会員をフォローする。</li> </ul>
広報委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市民公開講座、学術集会 患者・家族向けプログラムを開催し、正しい情報の発信を行う。</li> <li>②本会のホームページ、SNS(Facebook、Twitter)等を有効に利用し、会員サービスの向上を図る。</li> <li>③患者会提携関係を推進し肺癌ケアの向上を目指した支援事業(トラベルグランドの募集)を行う。</li> </ul>
肺がん医療向上委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①医療従事者セミナーを開催し、正しい情報の発信を行う。</li> <li>②メディカルスタッフとの連携をとり肺癌ケアの向上を促す。</li> <li>③民間企業・団体との連携、提携関係を推進し肺癌ケアの向上を目指した支援事業を行う</li> </ul>
国際委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学術集会の国際化を推進する。</li> <li>②国際協力 (IASLC, APLCC, KASLC等との連携)を通じて肺癌研究を推進する。</li> <li>③英語版ホームページの充実する。</li> <li>④preceptorship program(International Course)の企画協力。</li> <li>⑤IASLC理事等における日本のプレゼンスを向上させる</li> </ul>
用語委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①肺癌に関連する用語の標準化をはかることを目的とする。</li> </ul>
教育研修委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①会員の教育プログラム (Preceptorship Program など) の充実に努める。</li> <li>②定期学術集会 教育講演を通じて肺癌研究を推進する。</li> <li>③Eラーニング等ウェブベースの教育資材の開発を行う。</li> </ul>
学術委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①定期学術集会 シンポジウム、ワークショップその他の集会を通じて肺癌研究を推進する。</li> <li>②基礎と臨床研究者間研究を含む研究者間共同研究、および研究者・民間企業との産・学・官共同研究を促進することにより新しい医療技術の開発を促進する。</li> <li>③グラントによる研究サポートなど会員の研究を促進するための事業を行う。</li> <li>④関連学会とのコラボレーションを通じて肺癌研究を活性化させる</li> <li>⑤非医師・女性・基礎医学者等の活動のサポートを積極的に行う</li> </ul>

保険委員会	①行政機関への提言を通して新しい医療技術へのアクセスの推進や患者負担の軽減を行う(適正な保険診療のための意見表明、診療保険適正化、保険適応拡大)
肺がん検診委員会	①早期発見のための集団検診のありかた、方法を検討する。②集団検診に関する教育、啓発、集検セミナーの企画を行う
たばこ対策委員会	①禁煙推進のための講習会等の開催する。 ②禁煙に必要な資材(スライドや禁煙バッジ等)の提供を行う。 ③喫煙関連の定義を定める
データベース委員会	①肺癌合同登録委員会における「肺癌学会」の委員会として、我が国の肺癌登録事業に関与する。 ②臨床試験データベースの構築を行う。 ③AI解析に見合うデータベースの構築・選定と解析の方向性を検討する。
バイオマーカー委員会	①各種手引きを刊行することによりエビデンスに基づいた医療の均てん化を促進する。
病理委員会	①肺癌取扱い規約、肺癌診療ガイドラインを刊行することによりエビデンスに基づいた医療の均てん化を促進する
画像診断委員会	①肺癌取扱い規約、肺癌診療ガイドラインを刊行することによりエビデンスに基づいた医療の均てん化を促進する
気管支鏡委員会	①肺癌取扱い規約、肺癌診療ガイドラインを刊行することによりエビデンスに基づいた医療の均てん化を促進する
ガイドライン検討委員会	①悪性胸膜中皮腫・胸腺腫瘍を含む肺癌診療ガイドラインを刊行することによりエビデンスに基づいた医療の均てん化を促進する。
肺癌取扱い規約委員会	①肺癌取扱い規約を刊行することによりエビデンスに基づいた医療の均てん化を促進する。

特定非営利活動法人日本肺癌学会  
支部会細則

(総 則)

第1条 特定非営利活動法人日本肺癌学会（以下、本会という）は、定款第6章第44条に基づき、支部毎の学術研究の母体としての支部活動の運営を円滑に実施することを目的として、支部会の設置、運営に関する規則（以下、本細則という）を定める。

(設 置)

第2条 次のとおり8支部を設置する。

- (1) 北海道支部  
北海道
- (2) 東北支部  
青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島
- (3) 関東支部  
山梨、新潟、東京、埼玉、栃木、群馬、茨城、千葉、神奈川
- (4) 北陸支部  
富山、石川、福井
- (5) 中部支部  
長野、静岡、岐阜、愛知、三重
- (6) 関西支部  
滋賀、京都、奈良、大阪、和歌山、兵庫
- (7) 中国・四国支部  
岡山、鳥取、島根、広島、山口、徳島、香川、高知、愛媛
- (8) 九州支部  
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

2 各支部の名称は、特定非営利活動法人日本肺癌学会〇〇支部とする。

(運 営)

第3条 支部の運営は、定款及びこの細則に定める事項のほか、各支部において定める会則により行う。

- 2 支部の運営経費は、本会からの配分金及び当該支部におけるその他の収入をもってこれに充てる。ただし、配分金の額は理事会の承認を経て定める。
- 3 支部は毎事業年度（毎年9月1日に始まり翌年8月末日に終わる。）の支部における収支決算などを、毎年決算後の定められた期日までに、理事長に報告しなければならない。

(構 成)

第4条 会員が所属する支部は、主たる勤務先によって定める。ただし、国外在住会員は、国内での連絡先、または第2条の8支部から指定することができる。

- 2 特別会員・名誉会員が所属する支部は、主たる勤務先または居住地によって定める。

(細則の修正および改定)

第5条 本細則は、理事会の議決を経て変更することができる。

附則

1. この細則は、この法人の設立の日から施行する。
2. この細則は、平成21年11月12日から改正する。
3. この細則は、平成23年11月3日から改正する。
4. この細則は、平成24年2月9日から改正する。
5. この細則は、平成24年11月9日から改正する

## 特定非営利活動法人日本肺癌学会

### 篠井・河合賞細則

#### (総 則)

- 第1条 本会に学会賞をもうけ、これを篠井・河合賞と名付ける。
- 第2条 本賞は肺癌に関する優れた研究業績を発表した本会正会員に対して、選考の上、本会総会において授与する。
- 第3条 本賞は篠井・河合賞基金より寄贈される金品をもって、賞状ならびに賞金を授与する。
- 第4条 受賞者は受賞後、本会定期学術集会において記念講演を要請されることがある。

#### (選 考)

- 第5条 受賞候補業績（以下受賞業績という）の範囲は、本会の学会誌「肺癌」、関連のある日本の医学誌、外国医学誌等に発表された業績とする。但し、論文の1編は「肺癌」に発表されたもの。
- 第6条 受賞業績は、個人研究または共同研究のいずれでもよいが、共同研究の業績の場合には筆頭著者であることが望ましい。
- 第7条 本賞に応募するものは、主たる研究業績と、それに関連した業績の論文別刷、履歴書及び本会の役員の推薦状を、本会事務所気付理事長あて（表書に篠井・河合賞書類と明記のこと）に、4月末日までに送付する。
- 第8条 受賞候補者は、総務委員会において選考し、理事会で受賞を決定し、評議員会に報告する。
- 第9条 この総務委員会の議長は、原則として総務委員長がこれにあたる。ただし、総務委員長所属施設から応募があった場合は、理事長ないし副理事長がこれにあたる。
- 第10条 総務委員が推薦者となる場合、また、総務委員と同施設から応募のある場合、その総務委員は選考委員となることができない。

#### (篠井・河合賞基金)

- 第11条 篠井・河合賞基金は、篠井・河合基金ならびに篤志家より寄付された金品をもってこれにあてる。

#### (細則の修正および改定)

- 第12条 本細則は、理事会の議決を経て変更することができる。

#### 附則

1. この細則は、この法人の設立の日から施行する。
2. この細則は、平成21年11月12日から改正する。
3. この細則は、平成25年11月20日から改正する。



特定非営利活動法人日本肺癌学会

若手奨励賞細則

(総 則)

- 第1条 本会に学会奨励賞をもうけ、これを若手奨励賞と名付ける。
- 第2条 本賞は胸部腫瘍学に関する優れた研究業績を発表した本会の若手正会員（応募の年の7月31日現在・40歳未満）に対して、5名程度選考し、本会学術集会において授与する。
- 第3条 本賞は篠井・河合賞基金より寄贈される金品をもって、賞状ならびに賞金を授与する。
- 第4条 受賞者は受賞後、本会定期学術集会において記念講演を要請されることがある。
- 第5条 過去に本賞を受賞したものは応募できない。

(選 考)

- 第6条 応募業績の範囲は、本会の学会誌「肺癌」あるいは、関連のある学術誌に発表された業績1編とする。
- 第7条 応募業績は、応募3年前の8月1日以降に掲載されたものとする。
- 第8条 本学会の評議員1名の推薦を必要とする。
- 第9条 本賞に応募するものは、履歴書、応募業績1編の別刷、推薦状及び応募期間内に発表したその他の論文業績リストを記し、本会事務所気付理事長あて（表書に若手奨励賞書類と明記のこと）に、7月31日までに送付する。
- 第10条 受賞候補者は、総務委員会において選考され、理事会で受賞を決定し、評議員会に報告する。
- 第11条 議長は、原則として総務委員長がこれにあたる。ただし、議長が推薦者または応募業績の共著者となっている場合は、それに抵触しない理事長ないし副理事長等がこれにあたる。
- 第12条 総務委員が推薦者または主たる応募業績の共著者となっている場合、その論文に対しては評価することができない。
- 第13条 応募論文が学会誌「肺癌」への発表論文の場合は加点対象とする。また応募論文が雑誌「肺癌」への発表論文でない場合でも応募論文以外の業績リスト中に学会誌「肺癌」への発表論文がある場合は1編に限って加点対象とするので、応募論文別刷りのほかに当該論文の別刷りも合わせて提出する。但し、応募3年前の8月1日以降に掲載されたものとする。

(篠井・河合賞基金)

- 第14条 篠井・河合賞基金は、篠井・河合基金ならびに篤志家より寄付された金品をもってこれにあてる。

(細則の修正および改定)

- 第15条 本細則は、理事会の議決を経て変更することができる。

## 附則

1. この細則は、平成27年2月26日から施行する。
2. この細則は、平成27年7月2日から施行する。
3. この細則は、平成27年11月25日から施行する。
4. この細則は、平成28年7月8日から施行する。
5. この細則は、平成28年12月19日から施行する。

特定非営利活動法人日本肺癌学会

優秀論文賞細則

(総 則)

第1条 本会に論文賞をもうけ、これを優秀論文賞と名付ける。

第2条 本賞は学会誌「肺癌」に発表した本会の学会員に対して、選考の上、本会学術集会において授与する。

第3条 本賞は篠井・河合賞基金より寄贈される金品をもって、賞状ならびに賞金を授与する。

(選 考)

第4条 受賞候補業績(以下受賞業績という)は、前年の1年間に発行された学会誌「肺癌」に掲載された論文とし、受賞候補者は、その論文の筆頭著者とする。

第5条 受賞候補者は、編集委員会において選考し、理事会で受賞を決定し、評議員会に報告する。

(篠井・河合賞基金)

第6条 篠井・河合賞基金は、篠井・河合基金ならびに篤志家より寄付された金品をもってこれにあてる。

(細則の修正および改定)

第7条 本細則は、理事会の議決を経て変更することができる。

附則

1. この細則は、平成27年2月26日から施行する。

特定非営利活動法人日本肺癌学会  
肺癌研究助成細則

(総則)

- 第1条 本会に若手研究者の育成を目的とした肺癌研究助成(Grant for Lung Cancer Research)を設ける。
- 第2条 本助成は肺癌をはじめとする呼吸器悪性疾患における臨床、基礎、疫学研究について、選考の上助成する。
- 第3条 本助成は篠井・河合賞基金より寄贈される金品をもって、助成金を支給する。
- 第4条 助成金は正会員については1件100万円、準会員については1件50万円とし、各2-3件程度を助成する。
- 第5条 応募者は2年以上の会員歴を有する45歳未満の本学会会員で、評議員または所属長の推薦を必要とする。
- 第6条 助成の対象期間は助成金が支給された月(毎年10月ごろ)から1年とする。
- 第7条 助成を受けたものは、研究年限経過後6ヶ月以内に研究経過報告書を提出することとする。研究成果を論文発表する際には、本助成を受けたことを論文内に明示し、発表論文別刷りの提出を義務づける。また原則として本学会学術集会での研究成果を発表する。

(選考)

- 第8条 助成候補となる研究は、本会会員が主導して行う研究とし、応募時には研究成果が未公表のものとする。
- 第9条 過去の助成者、および既に国立研究開発法人日本医療研究開発機構や日本学術振興会などの公的助成を受けている研究は、助成の対象としない。
- 第10条 所属施設の審査機関の承認を得ていない応募課題は助成の対象とはしない。利益相反事項に関する審査の必要性の有無および重大な利益相反事項の有無の判断については所属機関の判断に負う。
- 第11条 本助成に応募するものは、申請書を本会事務所気付理事長あて(表書に肺癌研究助成応募書類と明記のこと)に、7月末日までに送付する。
- 第12条 本助成候補者は、学術委員会にて選考し、理事会で助成を決定し評議員会に報告する。
- 第13条 この学術委員会における選考の議長は、原則として学術委員長がこれにあたる。ただし、学術委員長が関わる研究の応募の場合には、副委員長がこれにあたる。

(篠井・河合賞基金)

- 第14条 篠井・河合賞基金は篠井・河合基金ならびに篤志家より寄贈された金品をもってこれにあてる。

(細則の修正および改訂)

- 第15条 本細則は、理事会の議決を経て変更することができる。

付則

1. この細則は、平成27年7月1日から施行する。

## 特定非営利活動法人日本肺癌学会

### 産学共同研究細則

#### (趣旨・目的)

第1条 日本肺癌学会(以下「本会」という。)定款第5条(4)に基づく産学共同研究に関する必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規程において「共同研究」とは、本会が外部機関と共通の課題について共同して行う研究をいう。

#### (受入れの原則)

- 第3条 本会は、肺癌等胸部悪性腫瘍の臨床研究あるいは基礎研究について、外部機関（製薬企業や医療機器企業等の営利法人）との間の共同研究を、この規約に定める手続に従って行う。
- 2 本会が認める共同研究は、①当該研究が本会の主体性のもとに推進できるものであり、かつ、②外部機関と共通の課題について共同又は分担して研究を行うことにより優れた研究成果を期待できる場合、に受け入れるものとする。
  - 3 原則として介入研究は行わない。

#### (立案と提案)

- 第4条 共同研究の提案は、本会会員あるいは外部機関から学術委員長あてに行い、学術委員長は常任理事会に研究計画立案の是非の審議を求める。
- 2 常任理事会は、研究計画立案を可とした場合には、研究責任者を任命し、研究責任者は学術委員会と共同で研究ワーキンググループ(WG)の委員を任命する。WGの委員はWGを組織し、WGの委員長を互選で選任する。
  - 3 WGは当該企業と協議の上、研究計画を立案する。研究計画の内容及び研究計画を受け入れるかどうかについては理事会において判断する。

#### (受入れの決定の通知)

第5条 本会は、共同研究の受入れを決定したときは、研究責任者並びに外部機関に対し、その旨を文書で通知する。

#### (契約の締結)

第6条 共同研究の受入れを決定したときは、速やかに外部機関と共同研究契約を締結する。  
契約内容は、次の内容を含むことを原則とする。

##### (1) 研究にかかる費用

研究にかかる費用は、原則として当該企業の負担とし、研究推進のための会議等にかかる費用(会場費・交通費等)の内、本会会員に関わるものについては本会の負担とする。

##### (2) 研究事務局

研究事務局は、契約された受託臨床試験機関あるいはWG内に設置する。学術委員長が設置し各支部長より推薦された委員から構成される研究推進委員会は、ホームページや会員管理システム、支部会等を通じて研究の広報と進捗を図る。

##### (3) 知的財産権の取扱い

共同研究に伴って生じた知的財産権の取扱いについては、本会と外部機関との協議のうえ共同研究契約に規定する。

##### (4) 研究データの保管と所有

研究により得られたデータの利活用の権利は共同研究契約に規定するが、主解析後の

患者データは当該企業との契約の範囲内で副次的研究に供することができるようにしておくことが望ましい。本会で所有可能なデータは、データベース委員会が管理する。

(研究成果の公表)

第7条 共同研究の成果の解析結果に企業の営利的意図が反映されないように配慮する。

研究成果の公表は、研究責任者あるいはWG所属員が本会学術集会、関連する国際学会等、および英文学術誌にて行う。

(研究の完了報告)

第8条 研究責任者は、共同研究が完了したときは、その旨を理事長に報告するものとする。

(営利企業が直接研究に参加しない研究)

第9条 営利企業が直接研究に参加しない研究については、研究の提案、立案、運営、研究成果の解析・公表、データの保管等について産学連携研究に準じる。

(改廃)

第10条 この規約の改廃には、理事会の議決を必要とする。

付則

1. この細則は、令和元年7月12日から施行する。

**特定非営利活動法人日本肺癌学会被選挙権資格  
評議員資格審査のための業績の基準**

過去10年間に、下記のイ)、ロ)、ハ)、ニ)及びホ)の業績を合算して40点以上を有すること。(過去10年間とは、選挙が行われる前年12月31日を基点とする。)

イ) ① 本会が主催する全国規模の学術集会(セミナー等を含む)及び本会と関係の深い国内外学術団体が主催する全国規模・国際規模の学術集会における肺癌に関する発表。

② 本会の支部会が主催する支部の学術集会における発表。

ロ) 国内外学術団体の機関誌またはこれに準ずる学術刊行物、専門誌への肺癌に関する論文掲載。

ハ) 学会誌「肺癌」への論文掲載。

ニ) 学術図書における肺癌に関する著作。(但し、分担執筆の有無を問わず筆頭者を15点、共著者を5点とする)

ホ) 本会が主催する全国規模の学術集会(セミナー等を含む)への出席。

区分		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
A	筆頭演者(一般演題)	①全国規模 5				
	(要望演題も含む)	②支部会 3				
	筆頭著者(論文)		原著 10 症例 5 総説 5	原著 25 症例 15 総説 15	15	
B	特別講演者, シンポジスト	①全国規模 7				
	パネリスト, ワークショップ演者等	②支部会 3				
C	共同演者(一般演題)	①全国規模 3				
		②支部会 1				
	共著者(論文)		3	5	5	
D	座長	①全国規模 3				
E	出席					3

註1. イ)、ロ)、ハ)及びニ)に掲げる業績は、その内容が肺癌を含む腫瘍性疾患ならびにそれらに関連する内容であり、かつその内容に関して学術討論に耐えるものであることを要する。

註2. イ)①における本会と関係の深い国内外学術団体としては、別に掲げるものとし、それ以外のものの選定は選挙管理委員会の判断によるものとする。

註3. ロ)における機関誌、学術刊行物、専門誌としては、別に掲げるものとし、それ以外のものの選定は選挙管理委員会の判断によるものとする。

註4. 審査のために、下記の物を必要点数分(判断しかねる場合もあるので若干多め)添付して申請する。その内容の採択については、選挙管理委員会の判断に委ねる。

演者: 総会号の表紙のコピーと、演題プログラムまたは抄録のコピー(マーカー等により自分の名前を明示)

論文: 別刷表紙または1頁目のコピー(マーカー等により自分の名前を明示)

出席：学術集会へ出席の証明は、原則的に参加証のコピーの提示を要する。それが困難な場合、プログラムで参加の証明ができればそれで代用する。但し、筆頭演者、座長、シンポジスト等に限られる。

註5．送付された資料は返却しないので、参加証、論文別刷等は必ずコピーとする。

註6．業績の審査は、立候補の表明をした場合に限り行う。したがって、業績審査のみ受けることはできない。

註7．更新（10年毎）の場合の点数は30点とする。

## 別記

参考（評議員資格審査に当たっての参考）

<本会と関係の深い国内外学術団体>

日本医学会、日本内科学会、日本外科学会、日本呼吸器学会、日本胸部外科学会、日本呼吸器外科学会、日本臨床腫瘍学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本気管食道科学会、日本臨床外科学会、日本癌学会、日本癌治療学会、日本医学放射線学会、日本放射線腫瘍学会、日本病理学会及び国外の権威ある学術団体、その他

<国内外学術団体の機関誌またはこれに準ずる学術刊行物、専門誌>

上記学術団体の発行する機関誌、「胸部外科」、「日本胸部臨床」、「呼吸」、「呼吸と循環」、「癌と化学療法」等、大学あるいは所属施設が発行する機関誌及び国外の権威ある学術誌

（例：Cancer, Lung Cancer, Cancer Research, J. Clin. Oncol., J. Thorac. Cardiovasc. Surg., J. Thorac. Oncol., Ann. Thorac. Surg., CHEST, Eur Respir J, Am J Respir Crit Care Med, Respiriology, 他）、その他

## 附 則

1. この日本肺癌学会評議員資格審査のための業績の基準は、この法人の設立の日から実施する。
2. この日本肺癌学会評議員資格審査のための業績の基準は、平成21年11月12日から実施する。